

消 食 基 第 396 号
令和 8 年 8 月 28 日

食品衛生基準審議会
会長 曾根 智史 殿

内閣総理大臣 高市 早苗
(公 印 省 略)

諮問書

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

牛の脊柱に係る規格基準の改正について